

# 転出証明書の交付請求書

(あて先) 静岡県牧之原市長

令和 年 月 日

請求者	氏名	昼間の連絡先	( ) -
-----	----	--------	-------

※必ず昼間に連絡のつく電話番号をご記入願います。転出される方の中に有効中のマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合は、特例転出の手続き(カードによる転出で転出証明書が交付されない)を行いましたら、電話連絡いたします。

転出(予定)日 (新住所に住み始めた日又はその予定日)	年 月 日	※原則転出日から14日以内に 転入手続きをしていただきます			
新住所 アパート名 部屋番号等	新世帯主				
旧住所 静岡県牧之原市 アパート名 部屋番号等	旧世帯主				
転出する人の氏名 ※転出する人を全員書いてください	生 年 月 日	性別	続柄	マイナンバー カード	
1	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	
2	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	
3	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	
4	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	
5	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	
6	大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 申請中	

## <同封するもの>

### 1. 返信用封筒(あて先の住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)

※転出される方の中に有効中のマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合は、返信用封筒は不要です。特例転出と併せて紙の「転出証明書」を郵送希望の方は、下記口にチェックを入れて同封ください。 紙の「転出証明書」を希望する

ただし、マイナンバーカードの有効期限切れや転出した日の翌日から起算して14日を超えている等の理由で特例転出ができない場合は返信用封筒を請求することがあります。必ず昼間に連絡がとれるようお願いいたします。

### 2. 本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードの写し等)

顔写真付きのものは1点、顔写真の無いものは2点必要です。

【送付先】〒421-0495 静岡県牧之原市静波447番地1 牧之原市役所 市民課

【電話番号】0548-23-0021

## 郵便による転出について

### 【注意事項】

- ・郵送の場合は配達および事務処理に日数を要します。日数に余裕をもって申請してください。
- ・郵送で転出届をした場合は、届出があったことを届出人宛（旧住所）に通知します。
- ・送付先は本人の新住所もしくは旧住所（予定で転出の場合）に限ります。  
新住所の場合は、郵便が確実に届くようにお早めに郵便局にて転居届の手続きをお願いします。郵便局に転居届をしていない場合、当市に返戻されることがあります。
- ・お急ぎの場合は返信用封筒に「速達」と朱書きし、「速達料金」分の切手を同封してください。

### 【マイナンバーカードについて】

- ・マイナンバーカードを紛失した場合は、紙の「転出証明書」を発行します。必ず返信用封筒を同封してください。

・有効中のマイナンバーカードをお持ちの方で、当市に郵便が到着した時点で転出した日の翌日から起算して14日以内に転出届をする方は、特例転出（紙の転出証明書が交付されず、カードによる転出手続き）の手続きをします。

1. 転出手続きが完了した旨電話連絡しますので、確実に昼間連絡がとれるようにしてください。
2. 電話連絡がありましたら、お早めに新住所地の市役所にてマイナンバーカードを持参し、転入手続きをしてください。持ち物等について、あらかじめ新住所地の市区町村に確認をお願いします。

転入した日から14日もしくは転出予定日から30日のいずれか早い日を経過すると、マイナンバーカードが失効（再交付の場合有料）となりますのでお早めに手続きをお願いします。

・転出した日の翌日から起算して14日を経過して転出する場合は、マイナンバーカードは失効（再交付の場合有料）となります。マイナンバーカードの再発行については、新住所地の市区町村にてお問合せください。失効したマイナンバーカードも新住所地の市区町村に持参してください。

・マイナンバーカードを申請中の方がいる場合は、新住所地で新しいマイナンバーカードを申請いただくようになります。新住所地の市区町村にてお問合せください。

・マイナンバーカードが有効中で署名用電子用証明書及び利用者証明用電子証明書も有効中の方は、スマートフォンやパソコンから「マイナポータル」を利用しオンラインで転出手続きが便利です。（6桁以上の英数字及び4桁の数字の暗証番号が必要です。）